

窓口負担額の例

- 医療費助成制度の窓口負担は、1医療機関・薬局等ごとに発生します。
- 同じ月内に、複数の医療機関・薬局等を受診された場合、それぞれ窓口負担額の上限額までお支払いください。

【1. 外来】

◆ 窓口負担額(例 こども医療・中学生の場合)

- ① 同じ日に、同じ医療機関等で午前と午後に受診した場合、2割負担で1日上限400円が窓口負担額となります。

事 例	窓口負担額	午 前	午 後	計
例1	医療保険(3割)	330円	600円	930円
	こども医療	220円	180円	400円
例2	医療保険(3割)	810円	220円	1,030円
	こども医療	400円	0円	400円

- ② 同じ月内に、同じ医療機関等に複数回受診した場合、3日目以降は窓口負担額が0円となります。

事 例	窓口負担額	1日目	2日目	3日目	4日目
例3	医療保険(3割)	810円	220円	650円	220円
	こども医療	400円	220円	0円	0円

- ③ 複数の診療科を設置している総合病院の場合、同じ日に複数の診療科を受診しても、1日上限400円が窓口負担額となります。

事 例	窓口負担額	同じ医療機関		
		内 科	眼 科	計
例4	医療保険(3割)	160円	220円	380円
	こども医療	合わせて 380円		
例5	医療保険(3割)	750円	980円	1,730円
	こども医療	合わせて 400円		

- ④ 複数の診療科を設置している総合病院の場合でも、歯科は別に1日上限 400 円の窓口負担額が必要となります。

事 例	窓口負担額	同じ医療機関			
		内科	眼科	歯科	計
例6	医療保険(3割)	160 円	220 円	900 円	1,280 円
	こども医療	380 円		400 円	780 円
例7	医療保険(3割)	900 円	900 円	200 円	2,000 円
	こども医療	400 円		200 円	600 円

- ⑤ 薬局でも、1日上限 400 円が窓口負担額となります。
 同じ日に複数の診療科や歯科の処方せんを持参された場合でも、合算して 400 円までとなります。
 午前と午後で別の診療科の処方せんを持参された場合も同様です。

事 例	窓口負担額	同じ薬局に複数の処方せんを持参した場合			
		内科	眼科	歯科	計
例8	医療保険(3割)	700 円	800 円	900 円	2,400 円
	こども医療	合わせて 400 円			

※ 処方せんの有効期間にご注意ください。

【2.入院】

◆ 長期間にわたり入院した場合

(高齢)重度障害者医療・ひとり親家庭等医療受給者の方が、連続する3か月において窓口負担額(入院医療費)を支払った場合、4か月目以降は無料(保険のきかない医療費や食事代などは除く)となります。

① 転院した場合

<例1>

3か月目に転院した場合(A病院→B病院)でも、4か月目(11月)の自己負担額は不要となります(前後の入院期間を通算)。この場合、一旦、B病院で窓口負担額をお支払いいただきますが、後日申請により払い戻します。

(注)10月分は、A病院とB病院のそれぞれに対して窓口負担額の支払いが必要です。

例1	8月	9月	10月	11月
医療機関	A病院	A病院	A病院 ↓ B病院	B病院
窓口負担	必要	必要	必要	不要

② 他都市から転入した場合

<例2>

長期間の入院中に他都市から転入した場合、転入後の4か月目(12月)から窓口負担額が不要になります(神戸市医療費助成制度の受給期間のみを通算)。この場合、一旦、B病院で窓口負担額をお支払いいただきますが、後日申請により払い戻します。

(注)10月分はA病院とB病院のそれぞれに対して窓口負担額の支払いが必要です。

例2	8月	9月	10月	11月	12月
住 所	大阪市	神戸市	神戸市	神戸市	神戸市
医療機関	A病院	A病院	A病院 ↓ B病院	B病院	B病院
窓口負担	必要	必要	必要	必要	不要

③ 窓口負担区分に変更がある場合

<例3>

重度障害者医療費助成の受給者で、入院期間中に、一般区分(入院月額上限 2,400 円)と低所得区分(入院月額上限 1,600 円)に変更があった場合でも、4か月目から窓口負担額が不要になります。

例3	8月	9月	10月	11月
窓口負担区分	一般	低所得者	低所得者	一般
窓口負担	必要	必要	必要	不要